

# 石綿による疾病の認定基準

石綿ばく露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者（「石綿ばく露労働者」といいます。）に発症した疾病について、平成18年2月9日に労災保険に係る認定基準が改正されました。

## 主な改正点

- 1 中皮腫については、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維が認められるとの医学的所見を認定の要件としていましたが、中皮腫の確定診断等がなされていれば医学的所見は求めないこととしました。
- 2 肺癌については、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維が認められるとの医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あることを認定の要件としていましたが、石綿小体又は石綿繊維が一定量以上認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくても認定することとしました。
- 3 びまん性胸膜肥厚については、新たに業務上と認定するための基準を示しました。

## 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として、次の5疾病があります。

石綿肺

肺癌

中皮腫

良性石綿胸水

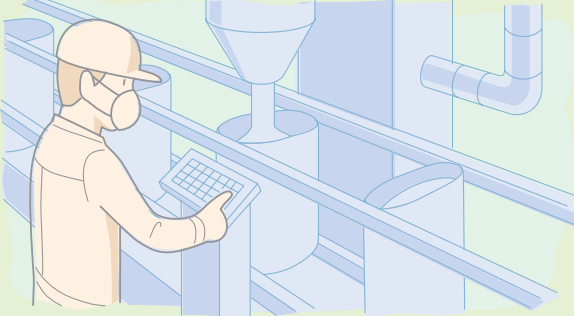
びまん性胸膜肥厚

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 石綿ばく露作業

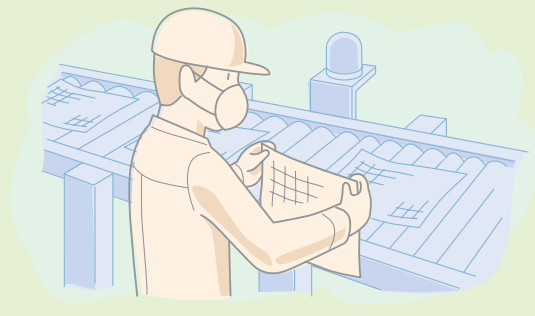
## (1) 石綿原料に関連した作業

例. 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め  
又は運搬作業等



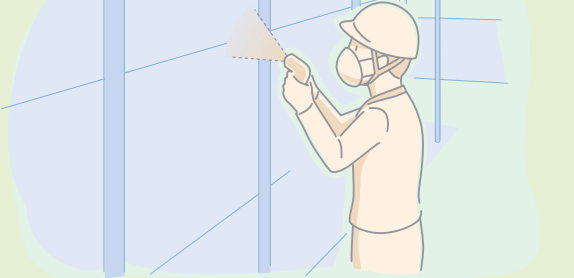
## (2) 石綿製品の製造工程における作業

例. 石綿紡織製品、石綿セメント、ブレー  
キライニング等の石綿製品製造作業



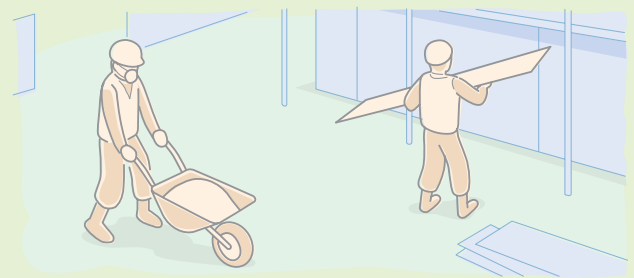
## (3) 石綿製品等を取り扱う作業

例. 石綿吹付作業、石綿製品を建材等とし  
て用いている建物等の補修・解体作業、石  
綿製品の切断等の加工作業等



## (4) (1) から (3) の周辺作業

石綿又は石綿製品を直接取り扱う作業の周  
辺において、間接的なばく露を受ける作業



※ここでは石綿ばく露作業の一例を掲げていますので、具体的には、厚生労働省ホームページをご覧ください。

# 石綿による疾病の取扱い

## 1) 石綿肺

石綿肺は、原則として都道府県労働局長によるじん肺管理区分（管理1～4）の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。

### ① 石綿肺（注）

（注）「じん肺管理区分が管理4」の場合に業務上の疾病として取り扱われます。

### ② 管理2、管理3又は管理4の石綿肺に合併した合併症（注）

（注）「ア. 肺結核、イ. 結核性胸膜炎、ウ. 続発性気管支炎、  
エ. 続発性気管支拡張症、オ. 続発性気胸」をいいます。

業務上の疾病

## 2) 肺がん

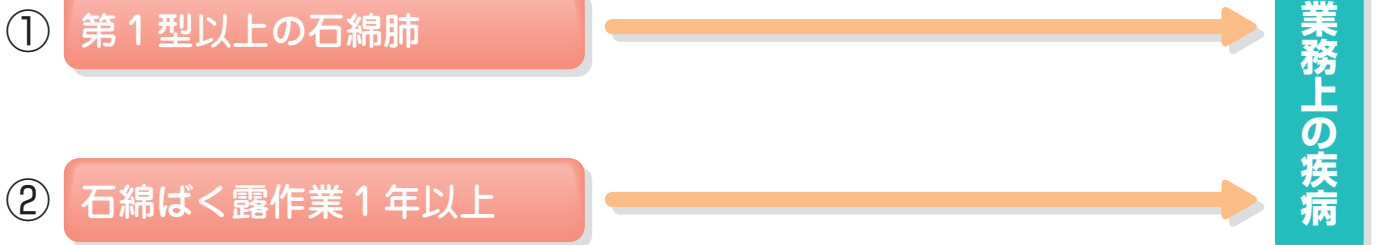
肺がんについては「原発性肺がん」（転移性の肺がんではないという意味です。）であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や胸膜プラーク等の石綿にばく露したことを示す医学的所見が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。



(注) ただし、③については、乾燥肺重量1g当たり5000本の石綿小体若しくは200万本以上(5 $\mu$ m超。2 $\mu$ m超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体が認められた場合は、石綿ばく露作業への従事期間が10年未満であっても、業務上の疾病として取り扱われます。

## 3) 中皮腫

中皮腫については「中皮腫（胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜）」であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。



※中皮腫の認定に当たっては、病理組織検査記録等から中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が行われていない場合には、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等から総合して判断されます。

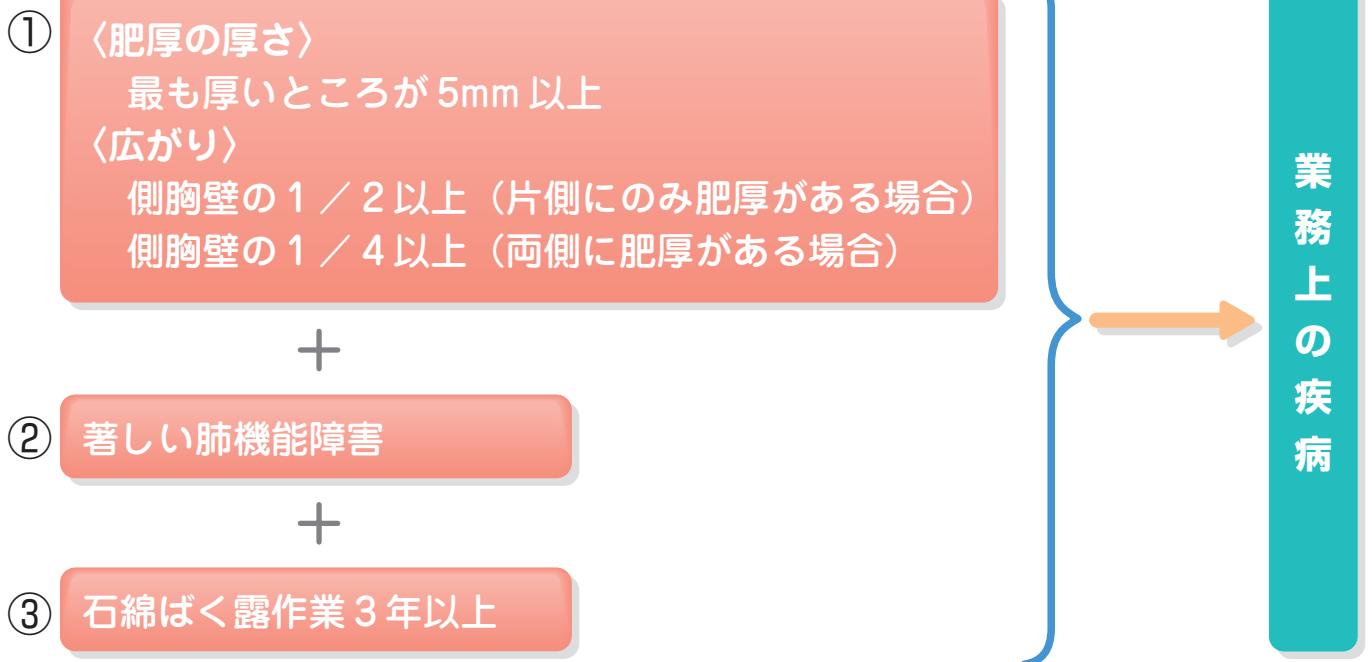
## 4) 良性石綿胸水

胸水は、石綿以外にもさまざまな原因（結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎等）で発症するため、良性石綿胸水であるとの診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。

そのため、診断が非常に困難であり、また、個々の患者の障害の程度（必要な療養の範囲）もさまざまであることから、厚生労働本省に協議した上で、業務上外の判断をします。

## 5) びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚については、肥厚の厚さや広がりがある一定の基準に該当し、肺機能障害の程度が重いものであって、石綿ばく露作業への従事期間が3年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。



### その他

#### 石綿に関する健康管理手帳について

石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（石綿製品の製造工程における作業や石綿の吹付け作業等）に従事して、健康診断等の結果、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請し、審査を経た上で、「健康管理手帳」が交付されます。

「健康管理手帳」の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回無料で受けることができます。

詳細につきましては、都道府県労働局の安全衛生課又は労働衛生課までお問い合わせください。

「石綿による疾病の認定基準」に関する詳細は、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。